

松徳 憲二 議員

(一問一答方式)



- ①都谷川流域水害対策計画について
- ②市内の耐震化について

都谷川流域水害対策計画について

問 令和5年4月1日に都谷川が四国で初めて特定都市河川に指定され、12月には都谷川流域水害対策計画が策定されるなど、今後様々な水害対策が行われることと思う。都谷川への排水機場の排水能力や完成予定時期など、現在の予定は。

答 国土交通省大洲河川国道事務所から、排水機場の排水能力は毎秒18トン、事業期間は概ね5年を予定していると聞いています。しかし、現在詳細設計のため、排水能力など詳細については、今後変更の可能性もあるとのことでした。

本市としては、都谷川排水機場の一日も早い着工・完成を望んでいることから、2月6日に肱川流域総合整備推進協議会として国土交通省本省の水管理・国土保全局長に対し、施設の早期整備について要望活動を実施したところであり、今後も継続して要望していきたいと考えています。

市内住宅の耐震化について

問 令和6年能登半島地震は対岸の火事ではなく、四国地方でも今後30年以内に南海トラフ地震の発生が懸念され、大洲市内における建物の倒壊がどの程度発生するのか心配している。一般住宅に対し、耐震関係の補助も行っているが、その内容と補助実績はどうなっているか。

答 昭和56年5月31日以前の旧耐震基準により建築された2階建て以下の一戸建て木造住宅、延べ床面積が500平方メートル以下の住宅を補助対象とし、4事業を実施しています。

耐震診断技術者派遣事業は、愛媛県の登録を受けた耐震診断技術者が派遣され、診断を受けることができる事業であり、その実績は平成28年度の事業開始からの8年間で72件となっています。

耐震診断補助事業は、愛媛県の登録を受けた木造

住宅耐震診断事務所が実施する診断に対する補助事業で、補助額は費用の3分の2以内、限度額が4万円となっています。実績としては、平成17年度の事業開始からの19年間で30件、補助交付額は90万2,000円です。

耐震改修事業は、先ほどの耐震診断により耐震性がないと判断された木造住宅において、愛媛県木造住宅耐震改修登録事業所が実施する改修工事に対する補助事業で、費用の5分の4以内、限度額が100万円となっています。こちらは、平成23年度の事業開始からの13年間で19件、補助交付額2,380万8,000円となっています。

耐風改修事業は、耐震改修事業と一体で瓦屋根の改修を行う場合の補助加算制度で、限度額は55万2,000円となります。今年度から開始した事業であることから、実施件数は2件、補助交付額は110万4,000円となっています。

これら補助制度の実施により、平成30年度住宅・土地統計調査データを基に算出した住宅の耐震化率は、70.2%となっています。

通学路の安全対策について

問 通学路の安全対策として、倒壊の恐れのあるブロック塀の調査・点検・指導などが行われているが、その状況と併せ通学路におけるブロック塀の危険箇所の把握はできているのか。また、大洲市ブロック塀等安全対策事業補助制度の内容と実績についても伺いたい。

答 改修等が必要と認められた危険箇所が2か所あり、関係機関から設置者に対して、改修や改善の依頼を実施するとともに、危険なブロック塀の所有者に対しては、担当職員が所有者宅を直接訪問し、補助金制度を説明したうえでブロック塀の修繕をお願いしています。

補助金制度の内容は、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊被害から人命を守るため、市内に存在する避難路沿道等のブロック塀等の安全対策工事に要する経費に対し補助金を交付するもので、補助額は費用の3分の2以内、限度額が30万円としています。その実績は、令和2年度の事業開始からの4年間で22件、補助交付額は509万3,000円となっています。